

# Jimu Net R6.10

## 1. 年末調整とは？

給与から毎月徴収されている所得税について、  
本年最後の給与で1年分の過不足を精算することです。



つきましては、所得税の計算に必要な書類をご提出ください。

$$( \text{収入} - \text{控除} ) \times \text{税率} = \text{所得税}$$

↓  
ここを申告するのが  
年末調整



年末調整によって  
所得税の負担額が減るという流れ

## 2. 年末調整の結果

- ① 年末調整により、【本年（1月～12月）に支払うべき所得税額】が決定
- ② 【1～11月の給与から差し引かれた所得税額】を算出（県が自動計算）



その2つを比較し、

- ① > ② であれば、12月給与にて不足分を支払う
- ① < ② であれば、12月給与にて過払い分が還ってくる

Sukatter  
スカッター



すか @shimi117

書類の書き方、相談受けます。  
提出期限に間に合わせていただくことが大事。



28



24



このファイルに入っている書類（上から順番に）及び提出物

**要提出**

・ **令和6年分 扶養控除等（異動）申告書**

扶養している家族を記入する書類。

昨年度の年末調整にて令和6年1月1日の状況を記入してあるので、

**令和6年12月31日の状況に赤で修正する。**

**要提出**

・ **令和7年分 扶養控除等（異動）申告書**

扶養している家族を記入する書類。

令和7年1月1日の状況を記入する。

**要提出**

・ **令和6年分 保険料控除申告書**

支払った保険料を記入する書類。

**添付書類として保険料控除証明書を裏面に糊付けする。**

※給与から差し引かれている保険料の情報は未着のため、同封していません。

**要提出**

・ **令和6年分 基礎控除・配偶者控除・定額減税・所得金額調整控除申告書**

ご自身の扶養控除の対象ではない扶養親族を要件該当者として

所得金額調整控除を申告する場合は「個人番号記入シート」を添付する。

・ 昨年に記入した書類（写）

参考としてご覧ください。

該当者のみ提出（同封していない書類）

**要提出**

・ **令和6年分 住宅借入金等特別控除申告書**

いわゆる住宅ローン控除。ローン2年目以降の人が作成する書類。

**要提出**

・ **前職の源泉徴収票**

1～12月中に埼玉県以外から給与を受けた人は提出。

**要提出**

・ **個人番号記入シート**

ご自身の扶養控除の対象ではない扶養親族を要件該当者として

所得金額調整控除を申告する場合に提出。